

令和元年度
事業報告書

令和2年5月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

| | |
|---|------|
| はじめに | … 1 |
| 1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な公共事業予算の確保と 災害に強い国土づくり | … 2 |
| 2. 新しい時代の幕開けに対応した施策の展開 | … 3 |
| 3. 働き方改革の推進による職場環境の整備 | … 4 |
| 4. 地域建設業の経営基盤の強化に向けた対応 | … 7 |
| 5. 建設業における社会的責任への取組 | … 10 |
| 6. 戦略的広報の展開 | … 11 |
| 7. 主な要望事項等 | … 12 |
| 8. その他事業・行事の開催 | … 19 |

はじめに

昨年度は、山形県沖地震、九州北部の豪雨、房総半島台風、東日本台風等、全国各地で豪雨や強風、地震等の大規模な自然災害が発生し、多くの人命や貴重な財産が奪われた。地域の建設業者は、発災直後から現場に駆けつけ、復旧・復興に昼夜を問わず対応に努めた。

改めて、このように頻発する自然災害から国民の貴重な生命と財産を守り、復旧・復興を進める上で、地域建設業の役割は極めて重要であることが再認識された年であった。

一方、地域建設業が地域でその役割を果たしていくためには、持続的・安定的な経営環境が求められる。

昨今の情勢から経営環境全体としては改善の傾向にあるものの、工事量の偏りからくる地域間格差や企業間格差等、地域の建設企業の多くが未だ厳しい状況にある。

このような状況の中、国において進められている働き方改革への取組、建設キャリアアップシステムへの対応等をはじめ、担い手の確保・育成、i-Constructionによる生産性向上への取組など地域建設業を取り巻く課題は山積している。

また、今年に入って中国から世界中に流行した新型コロナウイルス感染症により、地域建設業においても、資機材の調達難、今後の民間需要への懸念等大きな課題を抱えることとなった。

全国建設業協会(以下「全建」という。)では、各都道府県建設業協会との強力な連携の下、これらの課題に対応すべく、令和元年度、以下の事業に総力を挙げて取り組んできたところである。

1. 社会資本整備の計画的推進のための安定的な公共事業

予算の確保と災害に強い国土づくり

(1) 公共事業予算の安定的な確保等と防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策への対応

昨年度も全国各地で多くの自然災害が発生した。特に、令和元年度東日本台風などは、これまでに経験したことのない大規模な災害であり、多くの被害をもたらした。

このように激甚化・頻発化する災害や切迫する巨大地震等から国民の生命と財産を守り、国土強靱化を推進するための防災・減災対策など、将来に備えた災害に強い国土づくり、社会資本整備が必要不可欠である。

このため、(2)の地域懇談会・ブロック会議等において、大規模自然災害から国民の生命と財産を守る強靱な国土と社会資本整備の重要性を重点的に議論し、これらで出された意見・要望を、11月20日、「国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために」(P12参照)として取りまとめた。

同日には、これを国土交通大臣、与党幹部等に提出し、大型の補正予算の早期編成、令和2年度予算における必要な公共事業予算の確保、また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後であっても、引き続きさらに充実した防災・減災、国土強靱化の推進の取り組むことなどについて、要望を行った。

また、自民党の「予算・税制等に関する政策懇談会」等においても、同趣旨の要望を行った。

これらの結果、令和元年度補正予算で国土交通省関係の公共事業関係費(国費)が1兆1,865億円、令和2年度国土交通省予算では、「臨時・特別の措置」を含め、公共事業関係費(国費)5兆9,368億円が確保されることとなった。

(2) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

各地域懇談会・ブロック会議を次ページの表のとおり開催し、地域間格差の問題はじめ、働き方改革や生産性の向上など、担い手が減少している建設業界の喫緊の課題について、多くの意見・要望が地域の生の声として挙げられ、国土交通省幹部等との真摯な議論が行われた。

全建では、各地域懇談会・ブロック会議で提案された意見・要望を、(1)のとおり全国47都道府県建設業協会の総意としてとりまとめ、関係方面に実現を働きかけるとともに、12月12日には各地域懇談会・ブロック会議に出席した国土交通省幹部と全建正副会長及びブロック理事・幹事協会会長等による意見交換会を開催し、ブロック会議での懸案事項等今後の課題解決に向けた対応策等について、総括的な意見交換を行った。

その結果、(1)や2.以下に紹介する多くの成果が得られた。

[令和元年度地域懇談会・ブロック会議]

| | |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 10/3 関東甲信越地域懇談会・ブロック会議 (東京・千代田区) | 10/21 近畿地域懇談会・ブロック会議 (大阪市) |
| | 10/23 北陸地域懇談会 (富山市) |
| 10/10 四国地域懇談会・ブロック会議 (高知市) | 10/25 北海道地域懇談会 (札幌市) |
| 10/15 九州地域懇談会・ブロック会議 (鹿児島市) | 10/28 東北地域懇談会・ブロック会議 (盛岡市) |
| 10/17 中国地域懇談会・ブロック会議 (鳥取市) | 10/30 東海地域懇談会・ブロック会議 (静岡市) |

2. 新しい時代の幕開けに対応した施策の展開

(1) 新・担い手3法と改正後の施策展開に対応した取組

6月の新・担い手3法の成立に伴い、各都道府県建設業協会に対し、適宜、改正内容の情報提供を行った。

7月に(新・担い手3法による改正前の)品確法に基づく運用指針の運用状況を総括するべくアンケート調査を実施し、あらためて、地方公共団体への浸透、運用徹底状況において課題が残っている結果を収集し、各地域懇談会・ブロック会議等の場を通じて、関係機関に対し、適正利潤の確保や働き方改革に資する提言・要望を行った。

また、新・担い手3法による改正後の品確法に基づく新運用指針策定に向け、各都道府県建設業協会へ意見照会のうえ提言・要望を行った。

その結果、1月に改正された新運用指針に要望事項が反映されるとともに、2月には、公共工事設計労務単価の8年連続引き上げが決定し、積算基準等について次の改定が行われた。

- ・大規模被災地における復興係数・復興歩掛の継続(東日本大震災被災地、熊本地震被災地、平成30年7月豪雨災害被災地)
- ・週休2日の労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数の改定

- ・工期延期等に連動した間接工事費の設定 など

また、5月に「地方公共団体における最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況」の調査を行い、運用状況や制度における課題把握のため結果を取りまとめ、各都道府県建設業協会へ情報提供を行った。

(2) 災害対応に係る二次災害への備え等の強化

各地域懇談会・ブロック会議や国土交通省幹部との意見交換の場等において、労災上乗せ保険の充実や公的補償導入のための法律制度実現等について提言・要望を行った。

その結果、改正品確法において補償に必要な労災保険の保険料の実態を反映した積算が義務化されるとともに、令和2年度の積算基準の改定によって、労災補償に必要な上乗せ保険契約の保険料が積算で計上され、全工種区分の現場管理費率が改定された。

また、災害対応時の事故等に係る公的補償導入については、今後引き続き災害協定内容の改善あるいは統一的整備等が必要であり、検討していくこととした。

3. 働き方改革の推進による職場環境の整備

(1) 地域建設業の働き方改革の着実な展開に向けた取組

平成29年9月に策定した「働き方改革行動憲章」等に基づき、地域建設業の働き方改革の着実な進展に向けて各都道府県建設業協会、会員企業とともに、「休日 月1+ (ツキイチプラス)」運動、「社会保険加入の徹底」、「設計労務単価引上げ分アップ宣言」等の取組の継続展開を図った。

また、労働問題に関する喫緊の課題等の把握や対策を中心に、実務に精通した関係者を交えた、より専門的かつ幅広い議論を行うため、労働委員会の下に、労働問題専門委員会を設置した。

① 「休日 月1+ (ツキイチプラス)」運動等を通じた労働条件改善の取組

8月に全会員企業を対象とした「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施し、会員企業における働き方改革の実現に向けた取組の進捗状況等を把握し、公表した。また、4週8休実現企業の把握と課題克服のための取組状況に関する調査を実施した。

働き方改革の取組を更に浸透させるため、「休日 月1+ (ツキイチプラス)」運動の新しいポスターを作成し、2月に各都道府県建設業協会へ配布した。

技能者の処遇改善に向け、週休2日制の普及、社会保険加入の促進等労働環境の整備を図るための補正係数の引上げ、設計労務単価の見直し等を関係機関に要請した結果、設計労務単価の8年連続の引上げ等につながった。また、繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定等が確実に実施されることの要請を関係機関に実施した。

「建設業の働き方改革に関する分野別連絡会議（鉄道、住宅・不動産、電気、ガス）」において、鉄道分野の建設工事等における働き方改革の取組方針（中間取りまとめ）の取りまとめに参画するとともに、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」に参画し、会員各企業が直接契約を取り交わす下請企業について、社会保険の加入企業に限る取組を平成30年度以降継続していることを報告した。

また、豪雪地域における除雪作業等に係る時間外労働規制の取扱いについて、10月の地域懇談会・ブロック会議において、除雪作業の時間外労働に係る許可基準に関する運用についてを説明し、会員各企業への周知を図った。

② 建設キャリアアップシステム・外国人労働者の受入れ本格稼働への対応

各地域懇談会・ブロック会議において、建設キャリアアップシステム促進策等について議論し、これを踏まえた提言を「国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために」に盛り込み、関係機関に要請を行った。

一方、各県建設業協会からの働きかけ等により、各県において加入企業に対する総合評価落札方式の発注時の加点等の措置が実施された（加点評価を導入済み4県、加点評価を検討中5県、他の自治体の事例を研究2県、加入動向を見て検討2県）。

また、発注者等との連携による現場見学会等を通じた地元建設業者への理解の促進と、システムの稼働状況、活用の利点など、普及促進に向けた課題等の共有化を図ることを目的として、3月5日、会員企業の29現場で、建設キャリアアップシステムに係る「モデル工事現場」を選定した。

3月23日に行われた大臣出席の下での「国土交通省と建設業団体との意見交換会」において、建設キャリアアップシステムに係るこれまでの全建の取組の紹介と、普及促進に向けた要望（①加入企業への実質的な加入メリットの付加、②登録技能者の処遇アップ策、

③個人情報に係る情報管理の厳格化)を行った。

外国人労働者の受入れへの対応として、(一社)建設技能人材機構の設立に際して1,000万円を寄付した。

全建は同機構の会員となり、各都道府県建設業協会の会員企業に会員証明書を発行する手続を整備した。これにより、各協会の会員企業は、個別に同機構の会員とならずとも特定技能外国人を受け入れることができるようになった。

また、「特定技能制度及び外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」及び「特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共同行動規範(一社)全国建設業協会・(一社)建設技能人材機構」を会員各企業へ周知し、適正就労へ向けた環境整備を図った。

さらに、「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」において、外国人労働者の雇用状況及び活用意向等の把握を行った。

③ 女性・高齢者の更なる活躍に向けた環境整備への取組

国土交通省と全建はじめ建設業5団体による「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」に参画し、新計画「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」の策定に携わった。

この新計画の策定を踏まえ、3月18日、全建における「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」を新たに作成し、各都道府県建設業協会及び会員各企業への周知を図った。

また、11月6日、女性活躍をテーマに第62回全国建設労働問題連絡協議会を開催し、女性活躍に係る講演や会員企業の女性従業員等によるパネルディスカッション「建設業における女性活躍の今と未来」を行った。

高齢者に関する取組として、「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」において、65歳以上の人材活用に関する課題等を把握した。

(2) 労働災害防止対策の推進

① 建設業における墜落・転落災害等の防止

「墜落制止用器具(安全带)の安全な使用のためのガイドライン」の周知を図るとともに、平成31年2月から義務化されたフルハーネス型墜落防止器具の普及を図った。

また、フルハーネスの購入に対する助成金制度の周知を行った。

リスクアセスメントや現地KY等を盛り込んだ建設現場に従事する技術者・職長等を対象とする「労働安全を中心とした研修会」を実施（延べ16回、641人受講）し、リスクアセスメントの実施による労働災害の防止や安全衛生管理体制の充実に取り組んだ。

② 労働安全衛生環境の整備等

メンタルヘルス対策及び職場環境改善等の推進を図るため、会員企業の取組状況を把握するためのアンケート調査を実施した。

また、「安全衛生経費の確保に関する実務者検討会議」に参画し、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」の取りまとめに向けて地域元請建設業界の意見が反映されるよう取り組んだ。

さらに、足場における手すり先行工法や第三者点検の義務化の動きに対して、他の建設業団体、労働組合とも連携して、建設現場の実情を訴え、導入によって現場の混乱を招かないよう、関係機関に対して要請活動を実施した。

4. 地域建設業の経営基盤強化に向けた対応

（1）建設業を取り巻く法律制度改正に向けた対応

新・担い手3法に係る対応は、2. (1)のとおりであるが、そのほかに、中央建設業審議会に関わる制度改正について、次のとおり対応した。

① 標準請負契約約款の改正

民法改正に伴う標準請負契約約款の改正に当たっては、中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正WGに参画し、会員企業の不利益が生じないように、その都度各都道府県建設業協会へ意見照会の上、提言・要望を行い、それが反映されたかたちで、標準請負契約約款が改正された。

② その他

9月13日に開催された中央建設業審議会（総会）において、入札契約適正化指針の改正や経営事項審査の審査基準の改正等について審議されたが、審議事項について、あらかじめ各都道府県建設業協会への意見照会の上、提言・要望を行った。

また、同審議会工期基準の作成に関するWGに参画し、適正な工期設定が民間も含めた全ての発注機関において徹底されるよう、地域建設企業の実情や課題について提言・要望を行った(審議中)。

(2) 建設生産システムの高度化に向けた対応

① 建設生産システムに関する諸問題への取組

「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」の「建設生産・管理システム部会」「業務・マネジメント部会」「維持管理部会」において、提言・要望を適宜行った。

8月～9月には6県の建設業協会(宮城、長野、福井、山口、愛媛、長崎)を訪問し、適正利潤確保、担い手確保等に向け、入札契約制度や積算基準等に係る各地域の現状や課題、改善策などについて意見交換を行った。

② 生産性向上に関する取組

国土交通省のi-Construction 関連委員会(i-Construction 推進コンソーシアム、ICT 導入協議会、BIM/CIM 推進委員会等)へ参画し、中小地域建設企業の実情を踏まえた提言・要望を行うとともに、各都道府県建設業協会及び各専門委員に対して、随時、情報提供を行った。

その結果として、ICT 施工における積算基準の拡充(機械経費に市場単価を反映、ICT 施工出来高管理及びデータ納品に要する費用の補正係数を新設)、小規模施工の積算対応、ICT 施工の新規工種(スラリー攪拌工、切削オーバーレイ工)に係る積算基準の新設が行われた。また、BIM/CIM においても、活用促進に向けた基準要領等が新設・改定された。

③ 建設技術者の技術力向上等への取組

平成31年4月から令和元年6月にかけて、建設工事における施工の工夫・改善事例の募集を行い、応募130件(土木93、建築31、環境その他6)の中から、9月に開催した建設工事事例選考委員会での選考を経て、事例集に掲載する95事例(土木68、建築22、環境その他5)を選出し、1月に当会会員専用ホームページに掲載した。

また、会員企業の現場技術者の技術力と資質の向上並びにプレゼンテーション能力の向上を目的として、11月に技術研究発表会を開催し、事例集掲載95事例の中から、特に優れた10事例について事例発表を行った。

(3) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

令和2年度税制改正要望については、事務局案を基に各都道府県建設業協会へ意見照会を行い、税制専門委員会において原案をとりまとめ、その後、経営委員会、理事会の承認を経て、6月に国土交通省へ要望書を提出し、11月に自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」において要望を行った（P16参照）。

要望活動の結果として、工事契約に係る印紙税の延長、少額減価償却資産の特例措置の延長、中小法人の交際費課税に係る特例措置の延長、地方拠点強化税制の延長など、全8項目の要望のうち、6項目について制度延長が行われ、地方拠点強化税制の延長については、適用要件緩和等の制度拡充が行われることとなった。

また、令和5年10月1日から導入されるインボイス制度に関して、国土交通省・財務省・国税庁による打ち合わせに参画し、建設業における消費税の仕入税額控除方法等について、提言・要望を行った。

さらに、建設業の経営に関する各種施策等に関する取組として、セーフティネット保証5号に基づく業種指定調査を四半期ごとに実施した。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、別途、2月にセーフティネット保証5号に基づく業種指定の緊急調査も実施した。

② 環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

建設副産物の適正処理を促進するため、関連書籍の販売や、建設6団体副産物対策協議会の事務局として、各都道府県建設業協会と連携し、建設廃棄物の適正処理に係る講習会を15都道府県において33回開催した。

国土交通省、厚生労働省、環境省の関連委員会（環境リサイクル推進施策検討小委員会、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会、建築物の解体等工事に係る石綿飛散防止の普及啓発WG等）に参画し、提言・要望を行った。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

12月に中国武漢で始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、瞬く間に全世界に広がり、わが国でも、3月末現在、感染者が2,230人（クルーズ船除く）、感染による死亡者が66人（同）と、大変深刻な状況になっている。

これに伴い、全世界の物流、人流が寸断され、建設資機材の調達がストップしたり、外国人労働者が入国できなくなったり、学校の休校に伴い保護者の出勤が困難になったり、数現場で感染者の発生が報告されるなど、建設業界でも深刻な影響が生じている。

このような状況を受け、全建では、各都道府県建設業協会に、新型コロナウイルス感染症の建設業への影響について緊急調査を行い、その結果をもとに関係機関に働きかけを行った。

3月19日には自民党の国土交通部会及び経済成長戦略本部・新型コロナウイルス関連肺炎対策本部合同会議のヒヤリングを受け、それぞれ、事業量の確保、工事対応（建築資材の調達難等により工期に間に合わなくなった場合の措置）等について要望した。

これを受けて国土交通省では、標準請負契約約款の解釈通知を発出し、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の調達難や感染者の発生等については、原則として標準請負契約約款上の「不可抗力」に該当し、受注者は工期延長の請求や増加費用の協議ができる」旨が明らかにされた。

3月27日には、国土交通省技監等に対し、事業量の確保、工事対応(3月19日の内容から措置済みの項目を除き、現場における細かい要望を加えたもの)等について要望した（P17参照）。

5. 建設業における社会的責任への取組

(1) 社会資本形成への対応

維持管理業務の契約及び業務実施上の課題について、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」の維持管理部会等において、地域維持型JVや協同組合による受注方式の活用等の提言を行うとともに、情報収集、情報発信を行った。

また、各地域懇談会・ブロック会議や国土交通省道路部長会議等において、除雪作業にかかる現状と課題について提言・要望を行った。

その結果、労務単価の休日割増しの積算基準導入、除雪工における積算方法の改定が行われた。

地域建設業が地域の安全、社会資本の管理、環境等に関して有するノウハウを活用した事例として、各都道府県建設業協会・支部及び会員企業が取り組んだ社会貢献活動について、関係機関に情報提供等を行った。

(2) 災害対応に係る体制の整備

昨年度発生した房総半島台風、東日本台風等の大規模災害において、各都道府県建設業協会との連携を図り、指定公共機関として、被災地域の会員企業の応急復旧対応状況を把握し、関係各所へ情報提供を行うとともに、地域建設業の地域の守り手としての役割を一層認識いただけるよう資料作成のうえ情報発信を行った。

事業継続計画（BCP）の普及拡大に関する取組として、静岡県建設業協会で開催された講習会において、全建の取組及び事業継続計画書の作成方法について説明を行うとともに、関東地方整備局の事業継続力認定面接にオブザーバーとして参加するなど、会員企業における事業継続計画の策定及び見直しの支援を行った。

(3) 建設業の社会的責任（CSR）の推進とコンプライアンスの更なる徹底

各都道府県建設業協会並びに会員企業に対し、国民からより信頼される産業となるため、法令遵守、地域社会への貢献、自然環境への配慮のほか、適正な企業（団体）活動の推進に向け、ホームページ、全建ジャーナルを活用し、CSR活動の推進に努めるとともに、会員企業のコンプライアンスの更なる徹底を図った。

(4) 建設業における社会貢献活動の推進

建設業社会貢献活動推進月間の期間中である7月24日に、14回目となる中央行事を経団連会館において開催した。

中央行事では、各都道府県建設業協会・支部、地区協会並びに会員企業が取り組んだ優れた社会貢献活動49事例を顕彰するとともに、代表的な事例として、岐阜県建設業協会緊急防災隊本部委員会の防疫活動、岡山県建設業協会吉備支部の災害復旧支援活動、土佐工業株式会社のイメージアップ・広報活動の3事例の発表を行った。

また、表彰された49事例については、「建設業社会貢献活動事例集」として取りまとめ、関係先に配布するなど、建設業界が実施している各種社会貢献活動を広くアピールした。

6. 戦略的広報の展開

(1) 積極的な広報活動の推進

全建の取組やイベントについては、全建ホームページや全建ジャーナルを活用し、積極的

かつタイムリーな情報発信を行った。

また、国土交通省関東地方整備局及び関東1都6県が合同で開催する「利根川水系連合・総合水防演習」及び政府が主催する「防災推進国民大会」に参加し、災害時における地域建設業の活動等についてのパネル展示ブースを出展し、PR活動を行った。

さらに、国土交通省が設置する「建設産業戦略的広報推進協議会」に委員として参画するとともに、同会が参加する「子ども霞が関見学デー」に全建として参加・協力を行った。

全建ジャーナルについては、国の施策をはじめ、全建や各都道府県建設業協会、会員企業独自の取組を紹介するなど誌面の充実に努めた。

(2) 広報体制の充実・強化

全建ホームページや全建ジャーナルを活用し、各都道府県建設業協会が行っている広報活動や担い手確保に力を入れている会員企業をモデルとしてより積極的に紹介するなど、広く情報提供を行った。

また、業界紙に止まらず一般紙、シンクタンク、日銀等への情報提供により建設業の現状を伝える裾野を広げるとともに、ラジオ等の全国メディアにも出演し、建設業への親近感を高める活動を展開した。

7. 主な要望事項等

◎ 国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために（11月20日）

各地域懇談会・ブロック会議などで出された意見・要望を以下のとおり取りまとめ、11月20日に開催された理事会で承認を得て、同日自由民主党幹部、赤羽国土交通大臣をはじめ、国土交通省幹部に要望を行った。

国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、
地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために

一般社団法人 全国建設業協会

我が国では、毎年のように、豪雨、台風の襲来、地震、火山噴火等の大規模災害が発生し、しかも激甚化・頻発化しています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策は最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

この度の台風19号等により、河川氾濫等の甚大な被害が広範囲にわたり生じましたが、八ッ場ダムに代表されるようにストック効果も出ており、インフラ整備の重要性が改めて認識されたところです。

最近の気候変動も踏まえ、今回の広範囲で多様化した大規模災害を検証し、早急に対策を講じるとともに、昨年策定された「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」の終了後も、中長期的視点に立ち、さらに充実した計画及び予算とすることが必要不可欠です。

一方、我が国の建設業界を取り巻く状況は、公共投資が下げ止まり、公共工事設計労務単価も七年連続で引き上げられたことなどにより、全体として改善の兆しも見受けられるものの、事業量の偏りからくる地域間格差や大企業と中小建設業との企業間格差が依然として拡大しており、地域の社会資本整備や維持管理、災害対応を担う地域建設業は、依然として厳しい経営環境に置かれています。

地域の安全・安心の担い手である地域建設業が、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定した経営を確保・継続する必要がある、そのためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠であります。

また、建設業の働き方改革を推進するため、全国建設業協会では、「働き方改革行動憲章」を策定し、4週8休の定着に向けた「休日月1+（ツキイチプラス）運動」、設計労務単価が現場まで行き渡るようにするための「単価引上げ分アップ宣言」等に取り組んでおりますが、これらを軌道に乗せるためには、工期の適正化・平準化等の発注者側の理解と協力が不可欠です。

このような状況を背景として、私ども全国建設業協会は、本年10月に、全国9ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催いたしました。その総意として、左記のとおり意見を取りまとめましたので、諸事情ご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 大規模災害から国民の生命・財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、強靱な国土づくりを着実に進めるとともに、地域経済の活性化、地方創生等を促進するため、令和2年度当初予算において、本年度を大幅に上回る公共事業予算を確保すること。

また、台風15号、19号等の災害からの早期復旧・復興を図るとともに、国土強靱化等を加速する公共事業を柱とする大型の本年度補正予算を早期に編成すること。

併せて、予算の執行に当たっては、地域の実情に配慮した重点的な配分を行うこと。

2. 国土強靱化関係予算は、通常の前算の枠組みと異なる別枠計上とし、「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」終了後も、最近の大規模自然災害の発生状況を踏まえ、引き続き、中長期的計画を策定し、さらに充実した防災・減災、国土強靱化の推進に取り組むこと。

3. 国土強靱化基本計画、国土強靱化地域計画、第四次社会資本整備重点計画等を通じ、事業計画、投資額を具体的に明示するとともに、市町村を含む全ての公共発注者に、中長期的な発注見通しの公表について徹底すること。

4. 東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、北海道胆振東部地震、台風19号等による被災地の一刻も早い復興等のため、必要な事業予算を確保するとともに、「復興歩掛かり」「復興係数」「見積り活用方式」「前払い金の特例措置の適用」等の被災地特例を適用又は継続すること。

5. 今年6月に新・担い手3法が成立したことを踏まえ、閣議決定された改正「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」について、全ての公共工事発注者に周知徹底を図ること。特に、災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定等について確実に実施されるように徹底すること。

また、今後策定される「発注関係事務の運用に関する指針」について、全ての発注者、特に市町村における徹底を図ること。

民間を含めた全ての発注者において、建設業界の働き方改革の取組に対する理解を促

進し、発注者自らが必要な取組を進めるよう、強力に国として各発注者に対する指導を徹底すること。

6. 適正利潤を確保するため、最新の労務単価、資材等の実勢価格や施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するとともに、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠の引上げと計算式の見直し、営繕積算方式等の拡充、適切な設計変更等に取り組むこと。

また、地域建設企業の受注機会の拡大、積極的活用を図るため、適切な地域要件の設定や分任官契約工事の対象額の拡大等を行うこと。

7. 技能者の処遇改善のため、設計労務単価について、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法等を見直すことにより更なる引上げを行うこと。特に、建設業における働き方改革を迅速に進める観点から、週休2日制の普及、社会保険加入の促進等の労働環境の整備を図るため、補正係数の引上げ、単価の見直し等を行うこと。併せて、積雪寒冷地の特性、熱中症予防対策等に配慮した積算基準の見直し等を行うこと。

また、技術者等の処遇改善のため、現場管理費及び一般管理費の引上げを行うこと。

8. 建設キャリアアップシステムについて、加入企業、登録技能者双方における実質的な加入メリットをさらに付加・明確化するとともに、個人情報に係る情報管理を厳格化すること等により制度の信頼性の向上を図ること。また、負担感の大きい申請手続、機器導入等について助成措置等を講じること。

9. 全国の建設現場での生産性向上を図るため、ICT活用に対応できる人材育成、ICT建機導入のための融資や税制等の支援の充実、小規模工事も含めた積算基準の見直し等に取り組むとともに、三次元データ活用現場における書面ゼロ化を含め、工事書類の標準化・簡素化に積極的に取り組むこと。

10. 災害協定に基づき出動したときに安心して任務を果たせるよう、出動に係る災害補償を労災保険の範囲にとどまらず、上乘せ補償や、第三者への損害賠償も含めたものとなるよう措置すること。

また、除雪作業について、待機費用、オペレーター確保費用等の企業負担を少雪時にも賄える仕組みを措置すること。

11. 社会資本整備の必要性及び建設産業の魅力や地域建設業の果たす役割について、現場見学会、マスコミ等を活用した戦略的広報に産学官が連携して取り組み、若年者の入職促進に向けた広報を展開すること。

◎ 令和2年度の税制改正に関する要望（6月18日、11月5日）

各都道府県建設業協会からの意見をもとに、税制専門委員会において原案を取りまとめ、経営委員会、理事会の承認を経て、要望書を国土交通省（6月18日）、自由民主党（11月5日）にそれぞれ提出した。

令和2年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成31年度当初予算では、7年連続の増額となり、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の関連事業費も盛り込まれ、前年度を大きく上回る公共事業関係費が確保される形となりました。

しかし、一方では地域建設業の景況感は、悪い傾向が続いております。これは、大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理等を担うべき地域建設業は、厳しい経営環境に置かれているためです。

また、建設業界は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手です。平成30年度は西日本豪雨を始め、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など全国各地で大規模な自然災害が相次ぎ、被害を最小限に抑えるための応急復旧や復興に努め、各地域において大きな社会的使命を果たしました。

地域建設業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会の意見を含め、本会の総意により、

- ・租税特別措置等の創設・延長・改善要望等
- ・運用、手続き等の改善要望等

につき、令和2年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設
2. 工事契約に係る印紙税の撤廃
3. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ
4. 中小法人の交際費課税に係る特例措置の延長
5. 欠損金の繰戻し還付制度における中小企業者等に係る特例措置の延長
6. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置および住宅建設・売買に伴う登録免許税の軽減措置の延長
7. 地方拠点強化税制の延長等

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外

◎ 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望（3月27日）

新型コロナウイルス感染症の対応について、各都道府県建設業協会への調査結果を踏まえ、国土交通省の幹部に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望を行った。

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望

一般社団法人 全国建設業協会

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関しましては、工期延期への対応や、請負金額の変更等の適切な対応の方針を示していただき、また、民間工事においても当該感染症の影響に伴う資機材の調達難や感染者の発生等については契約約款における「不可抗力」に該当する旨の通知も矢継ぎ早に発出いただき、建設業界といたしまして大変有り難く、厚く御礼申し上げます次第です。

当会といたしましても、会員企業に対し、現場での感染予防の徹底を依頼するとともに、感染の恐れや感染者が発生した場合には、工事の一時中止や工期延長等の適切な対応について発注者と調整を図るよう周知しているところです。

現状では、新型コロナウイルス感染症に伴う作業員の感染のリスクや、特に民間建築工事において、中国で生産している住宅設備機器等の資材調達難等による工期遅延、必要経費の負担増等の影響が生じております。さらに、今後の景気悪化による民間発注工事の急減や、資金繰り悪化による連鎖倒産も懸念される状況であります。

建設業界では一丸となって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めると同時に、社会資本整備の促進のためにも受注工事の施工に支障を来すことのないよう全力を尽くす所存ですが、この難局を乗り越え、地域建設業がその使命を果たし続けるためには、財政措置や国からの指導等が必要不可欠であります。

つきましては、諸事情ご賢察のうえ、下記事項についても早急なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

I. 事業量の確保（財政措置等）

1. 今後、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化により、民間発注工事の冷え込みが懸念される。

事業量確保のために、直近の被災地等を除いて地域には余力がまだあることを踏まえ、公共事業予算の増額措置をお願いしたい。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、民間発注者の倒産等による元請代金の未払いが発生し、関係する建設企業の連鎖倒産が懸念される。

連鎖倒産防止のために、中小建設企業向けのしっかりしたセーフティネットの構築をお願いしたい。

3. 令和2年度の新規発注は、新型コロナウイルス感染症の影響によることなく、地域の状況や工事の内容に応じて、Cランクのくいあがり工事を拡大するなど地域建設企業の受注拡大を図り、円滑に実施されるようお願いしたい。

II. 工事対応

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による、資材調達難、感染者の発生による現場の停止、感染危惧待機等による人員不足等が生じた場合の工期延長、請負金額の変更、繰越手続等の対応については、既に通知いただいておりますが、現場監督職員等において柔軟かつ適切な対応をいただくようお願いしたい。

2. 資材調達難があった場合の資材の変更、資材価格が高騰した場合のスライド条項の適切な運用による価格見直しをお願いしたい。

3. 直轄以外の公共発注者への、上記1. 及び2. の周知徹底をお願いしたい。

4. 感染者や感染危惧待機者が出た場合等においても、監理技術者等の配置が困難となることが懸念される。

監理技術者等要件の時限的な緩和措置をお願いしたい。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響で講習会の開催が激減している。そのため、CPD取得が困難となっており、総合評価における取扱いの配慮をお願いしたい。

6. 建設現場へマスク、アルコール消毒液等、感染拡大防止に必要な物資が行き渡る配慮をお願いしたい。

以上

8. その他事業・行事の開催

(1) 役員会等の開催

役員会等を以下のとおり開催した。

① 定時総会 (5/29)

② 正副会長会議 (4/24、5/29、6/18、9/18、11/20、12/12、2/19、3/18)

- ③ 理事会 (4/24、5/29、6/18、9/18、11/20、12/12、2/19、3/18)
- ④ 監事監査 (4/23)
- ⑤ 協議員会 (9/18、(3/18 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止))
- ⑥ 全国会長会議 (11/20)
- ⑦ 全国建設労働問題連絡協議会 (11/6)
- ⑧ 全国専務・事務局長会議 (3/26 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止)
- ⑨ 地域懇談会・ブロック会議の運営打合せ会 (8/21)
- ⑩ 地域懇談会等における諸問題の意見交換会 (12/12)
- ⑪ 相談役会議 (9/6、3/31)

(2) 各種委員会等の開催

各種委員会等を以下のとおり開催した。

- ① 総務委員会 (11/19、2/13)、表彰部会 (3/30)
- ② 総合企画委員会 (7/12、3/5)
- ③ 経営委員会 (6/11、3/2)
- ④ 建設生産システム委員会 (7/10、3/12)
- ⑤ 労働委員会 (7/3、2/26)
- ⑥ 税制専門委員会 (5/15)
- ⑦ 建設工事事例選考委員会 (9/10)

(3) 行事・諸会議の開催

① 建設関係功労者表彰、慰霊法要等の実施

i) 全建表彰式 (5月30日)

全建の表彰規程・基準に基づき、2条関係243名、4条関係141社、5条関係642名の計1,026名に賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

ii) 建設業社会貢献活動推進月間中央行事 (7月24日)

経団連会館において開催した建設業社会貢献活動推進月間中央行事において、建設業社会貢献活動の功労者表彰を行い、24協会・支部等と会員企業25社を表彰し、賞状と記念品を贈呈し、その功績を讃えた。

iii) 建設関係殉職者慰霊法要 (9月18日)

芝増上寺において建設関係殉職者慰霊法要を開催し、不幸にも不慮の災禍に遭われ、職域に殉ぜられた 35 柱の御霊を合祀した。これにより、昭和 12 年に土木建築殉職者慰霊塔を建立以来、これまでに慰霊塔に合祀された御霊は、62,935 柱となった。

② 全国建設労働問題連絡協議会（11 月 1 日）

東京・中央区築地の浜離宮建設プラザにおいて、各都道府県建設業協会の労務・労働委員会等の担当者をはじめ建設労務安全研究会会員等約180名の参加を得て、62回目となる全国建設労働問題連絡協議会を開催した。

前半は、資生堂ジャパン株式会社 人事部長の田岡大介氏を講師に招き、「資生堂における女性活躍への取り組み」、加和太建設株式会社（静岡） 代表取締役 河田亮一氏を講師に招き、「わたしたちのまちに、元気をつくる」と題する講演をそれぞれ行った。

続いて、建設業における女性活躍の今と未来をテーマに、「建設業における女性活躍の今と未来」と題し、パネルディスカッションを行った。

後半は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室の大井裕子室長より「建設行政の取組について～女性活躍の推進を中心に～」、厚生労働省 雇用環境・均等局の尾田進職業生活両立課長より「女性活躍推進に係る厚生労働省の取組」と題して、それぞれ講演いただいた。

③ 技術研究発表会（11 月 21 日）

鉄鋼会館において、技術研究発表会を開催し、建設工事の施工上の工夫・改善、事業提案事例に応募のあった 130 事例の中から、建設工事事例選考委員会の審査を経て選考された優秀な 10 事例のプレゼンテーションを実施した。

最優秀賞には、株式会社大竹組（静岡）の西田 昂平氏が発表した「橋脚帯鉄筋プレハブエレベーター工法」が、特別賞には河本工業株式会社（群馬）の大島 亮一氏が発表した「橋台コンクリートの品質管理：ひび割れ抑制対策」がそれぞれ選ばれた。

④ 経営者層の研鑽のための施設見学会の開催（2 月 19 日）

副会長、理事、事務局役職員等 33 名で 2 月 19 日の理事会終了後、東京都墨田区にある吾嬬ポンプ所施設再構築工事を視察した。事業の全体概要について説明を受けた後、現場の状況を確認した。

